# あぐりすデイサービスセンター上野間

## 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業　重要事項説明書

【令和８年 ９ 月１日　改定】

１．事業の目的と運営方針

事業対象者・要支援状態にある方に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業を提供することにより事業対象者・要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

２．事業者の内容

⑴　サービス提供事業者

| | |
|---|---|
| 法人名 | 社会福祉法人　あぐりす実の会 |
| 事業所の名称 | あぐりすデイサービスセンター上野間 |
| 所在地 | 愛知県知多郡美浜町大字奥田字田原谷８－２ |
| 介護保険事業所番号 | ２３７５７０２５２５ |
| 管理者名 | 八谷　優成 |
| 電話番号 | ０５６９－８３－５５８５ |
| ＦＡＸ番号 | ０５６９－８３－５５８６ |
| サービス提供地域 | 美浜町、南知多町（日間賀島・篠島除く）、常滑市（坂井、広目、小鈴谷、大谷） |

⑵　事業所の従業者体制

※ 従業員は介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の提供にあたる。

| 職　　種 | 合計 | 職務内容他 |
|---|---|---|
| 管理者 | １名 | 業務の一元的な管理 |
| 生活相談員 | １名以上 | 生活相談及び指導 |
| 看護職員 | １名以上 | 心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、<br>保健衛生管理 |
| 機能訓練指導員 | １名以上 | 身体機能の向上・健康維持のための指導 |
| 介護職員 | ２名以上 | 介護業務 |
| 歯科衛生士 | １名 | 口腔ケア指導 |

⑶ 定員及び営業時間帯

営業日及び営業時間は以下のとおりです。但し、当施設が特別に認めた場合はこの限りではありません。

| | |
|---|---|
| 定　　員 | ２０名 |
| 営業日 | 月曜日～金曜日（１月１日～１月３日までを除く） |
| 営業時間 | 午前８時３０分　～　午後５時３０分 |
| サービス提供時間 | 午前１０時１０分　～　午後３時２０分 |

３．利用キャンセルの取り扱い

キャンセル料は次の通りといたします。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合、キャンセル料は不要です。

| 時期基準 | キャンセル料 |
|---|---|
| 当日の午前８時００分までに、ご連絡をいただいた場合 | 無料 |
| 当日の午前８時００分までに、ご連絡をいただかなかった場合 | 食事代（おやつ代込み）：７００円 |

４．利用料金

美浜町が定める基準によるものであり、当該介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときには、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

別紙１「あぐりすデイサービスセンター上野間　利用料金表」　参照

５．緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

６．事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

７．損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

８．守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

９．身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

１０．虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行います。職員に対し虐待防止を啓発・普及するための研修などを実施します。

１１．事故緊急時の対応

サービス提供中に、利用者の容態の急変・事故等が発生した場合は、ご家族、主治医、救急、介護支援事業者等へ連絡いたします。

１２．苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| あぐりすデイサービスセンター上野間 | 相談窓口 | ０５６９－８３－５５８５（直通） | 所長 |
| 美浜町役場 | 厚生部　福祉課<br>高齢介護係 | ０５６９－８２－１１１１<br>（内線　３６１・３６２） | 福祉課<br>高齢介護係 |
| 南知多町役場 | 健康介護課<br>高齢者介護係 | ０５６９－６５－０７１１（代表） | 高齢者介護係 |
| 常滑市役所 | 福祉部<br>高齢介護課 | ０５６９－４７－６１３３（専用） | 高齢介護課 |
| 国民健康保険団体連合会 | | ０５２-９７１－４１６５（専用） | 介護福祉課 |

＊第三者評価の実施はしていません。

利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

＜事業所＞

事業所所在地　　愛知県知多郡美浜町大字奥田字田原谷８－２

法　人　名　　社会福祉法人　あぐりす実の会

事 業 所 名　　あぐりすデイサービスセンター上野間
（指定番号　　２３７５７０２５２５）

管　理　者　　八谷　優成

説　明　者

私は、契約書及び本書面により、事業者からサービスについて重要事項説明を受け同意しました。

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞

住　所

氏　名

＜身元引受人＞

住　所

氏　名　　（続柄　　）